

DRUG



INFORMATION

2016 No. 18

平成28年4月4日発行

残薬調整に伴う処方せん様式変更に関する
対応方法の訂正について

岐阜大学医学部附属病院・薬剤部
医薬品情報管理室
(内線7083)

※ Drug Information は医学部・附属病院 HP の下記アドレスにて提供しています。
<http://www1.med.gifu-u.ac.jp/drug-info/>

電子メールによる連絡を希望される方は下記までご連絡下さい。
di8931@gifu-u.ac.jp

残薬調整に伴う処方せん様式変更に関する対応方法の訂正について

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応
(特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること)

保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 保険医療機関への情報提供

先日 DI ニュース No.16 にて、残薬調整に伴う処方せん様式の変更とその運用方法についてご案内しましたが、当該様式変更に関しては明確な運用方法が開示されていなかったことから、複数の医療関連団体へ調査の上で本院の案内とさせて頂きました。しかし、その後更に他の医療機関に対して調査を進めていたところ、厚生労働省からの疑義解釈説明に関する情報が入手でき、その内容によると薬剤部から情報提供した内容の一部に誤りがあることが判明致しました。そのため、訂正内容と共に運用方法についての解釈を以下に掲載致します。

訂正前	訂正後
<p>①調剤薬局から処方医へ残薬調整のための疑義照会の連絡を入れてから調剤を行ってもらう場合 ⇒「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェック</p> <p>②調剤薬局から処方医への疑義照会は不要で、調剤薬局の判断で残薬調整を行い、後日病院へ情報提供を行ってもらう場合 ⇒「保険医療機関への情報提供」にチェック</p>	<p>①調剤薬局から処方医へ残薬調整のための疑義照会の連絡を入れてから調剤を行ってもらう場合 ⇒「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェック</p> <p>②調剤薬局では処方せんに基づいて調剤を行い、残薬については数量等を調べた上で病院へ情報提供のみ行ってもらう場合 ⇒「保険医療機関への情報提供」にチェック</p>

訂正後の運用方法についての解釈ですが、

①の場合は、調剤薬局にて残薬状況を確認後、処方医へ疑義照会の連絡を入れてから日数等を調整した上で、**その場で調剤**が行われます。

②の場合は、調剤薬局では処方せんに基づいて調剤を行い、残薬については数量等を調べた上で FAX や文書にて病院へ情報提供のみして頂きますので、処方医は**次回処方時**に情報提供内容を確認して、日数等を調整して処方して頂きます。**調剤薬局からは残薬の情報提供連絡のみであり、薬剤師の判断で残薬調整は行われませんので、ご注意下さい。**

新制度の解釈が十分出来ておらず、職員の方々へ誤った案内を周知してしまい大変申し訳ありませんでした。上記内容を貴科職員へご案内して頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

(文責：安田)